

民生常任委員会

1 開 議 平成30年3月6日(火)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第13号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第2 議案第25号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第26号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第32号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議について

日程第5 議案第21号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第22号 大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第23号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第24号 大田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民生常任委員会名簿

委員長	小池利雄	出席		
委員	黒澤昭治	出席		
	滝田一郎	出席		
	中川雅之	出席		
	君島孝明	出席		
	引地達雄	出席		
	本澤節子	出席		
	当局	保健福祉部長	岩井芳朗	出席
高齢者幸福課長		齋藤一美	出席	
市民生活部長		墨谷美津子	出席	
国保年金課長		土屋幸枝	出席	
事務局	議事調査係長	宇津野	豊	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（小池利雄君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりであります。

当局の出席者は、岩井保健福祉部長、墨谷市民生活部長、齋藤高齢者幸福課長及び土屋国保年金課長であります。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は、申し合わせにより、本会議同様一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、高齢者幸福課所管の議案から始めます。

◎議案第13号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（小池利雄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第13号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 保健福祉部長の岩井でございます。また、本日同席をしております高齢者幸福課長の齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議におきまして、議案上程の際に概略説明をさせていただいたところでございますけれども、本日担当の齋藤高齢者幸福課長より改めましてご説明させていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 高齢者幸福課長の齋藤です。

議案第13号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの14ページをお開きください。介護保険法の改正により、保険者機能の強化という観点から市による介護支援専門員、ケアマネジャーになりますが、介護支援専門員の支援を充実することを目的として、栃木県から市に権限移譲されることに伴い、条例を制定するものであります。

タブレット15ページに参りまして、条例の説明を行います。この条例は4章第33条で構成され、第1章は総則であります。第1条の趣旨は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

もので、第2条、定義は、用語の定義は、法の例による規定です。

第3条、基本方針は第1項の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、第2項でサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するとする。第3項では、利用者の立場に立って、公正かつ中立に行うとし、第4項では、運営に当たって関係機関等との連携に努めねばならないと規定しております。

第4条は、第79条第2項第1項の条例で定める者を規定しております。

16ページに参りまして、第2章は人員に関する基準であります。第5条は従業員の員数について、第6条は管理者について規定しております。

第3章は、運営に関する基準でありまして、第7条は内容及び手続の説明及び同意について規定しております。

17ページに参りまして、第8条はサービス提供拒否の禁止について、第9条はサービス提供困難時の対応について規定しております。

18ページに参りまして、第10条は受給資格等の確認について、第11条は要介護認定の申請に係る協力について、第12条は身分を証する書類の携行について、第13条は利用料等の受領について、第14条は保険給付の請求のための証明書の交付について規定しております。

19ページに参りまして、第15条は指定居宅介護支援の基本取り扱い方針、16条は指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針を第1号から第30号まで規定しております。

20ページに参りまして、第17条は法定代理受領サービスに係る報告について規定しております。

23ページに参りまして、第18条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、第19条は利用者に関する市への通知、第20条は管理者の責務について、第21条は運営規程について、第22条は勤務体制の確保について規定しております。

24ページに参りまして、第23条は設備及び備品等について、第24条は健康管理について、第25条は掲示について、第26条は秘密保持等について、第27条は広告について、第28条は指定居宅サービス等事業者からの利益收受の禁止等について規定しております。

25ページに参りまして、第29条は苦情処理について、平成30条は事故発生時の対応について、第31条は会計の部分について規定しております。

26ページに参りまして、第32条は記録の整備について規定しております。

第4章は、基準該当居宅介護支援に関する基準でありまして、第33条は準用について規定しております。

附則といたしまして、第1項で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしておりますが、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行すると規定するものであります。

第2項は経過措置でありまして、平成33年3月31日までは主任介護支援専門員を管理者にすることができると規定するものであります。

以上で議案第13号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 本会議の中でご説明ありましたが、保管、保存関係で厚労省基準2年のものを市は5年にやるという説明がありましたが、それ以外で厚労省の基準あるいは県の基準と異なるものがあれば教えていただきます。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 異なることはありません。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 居宅の介護というのは、これからの大きな流れになってまいりと思います。今回の条例案で、改善点として特に指摘しておきたい事項がありますでしょうか。

それから、また従来の……

○委員長（小池利雄君） 一問一答でお願いします。

高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） この条例文につきましては、国からの準則に基づいて定めておりますので、特にないと思います。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 従来では、単身の居宅老人の場合、緊急通報装置とか、そういったものの利用がありましたけれども、ご夫婦の場合、そういう利用というのは可能でしょうか。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員に申し上げます。

条例に関する質疑でして、単なる質問は担当職場に行ってお聞きください。よろしくお願いたします。ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、意見を伺います。

皆さんから発言ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第13号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第13号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第25号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第2、議案第25号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 議案第25号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの121ページの補助資料をごらんいただきたいと思います。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める保険給付費等の見込み額を勘案し、3年ごとに改定し、市町村条例で定めることとされております。このたび第6期介護保険事業計画が平成29年度に終了することから、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の改正をするものであります。あわせて、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、平成30年4月1日から現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることに変更になることに伴い、関係部分を改正するものであります。また、介護保険法202条及び203条の改正により、市町村の質問検査権の範囲が拡大されたことに伴い、関係部分を改正するものであります。

122ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第1号被保険者の介護保険料の改正についてであります。第3条中におきまして、期間を平成30年度から平成32年度までと改めます。

124ページの大田原市介護保険料7期の見直しについてをごらんいただきたいと思います。左の表が第6期、右側が第7期になります。右側の表第5段階が基準額で、年額7万5,600円、月額6,300円と定め、12段階の所得段階区分ごとの介護保険料をそれぞれ定めるものであります。第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の改正では、第7段階の合計所得金額が190万円未満を200万円未満に、第8段階の190万円以上290万円未満を200万円以上300万円未満に、第9段階の290万円以上を300万円以上に改めるものであります。

123ページに戻っていただきまして、第20条の改正につきましては、これまで第1号被保険者を検査の範囲としておりましたが、第1号被保険者を被保険者、第1号、第2号も被保険者に改めまして、検査の範囲を拡大するものであります。

120ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしますが、第20条は公布の日から施行いたします。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の大田原市介護保険条例の介護保険料に関する規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度までの介護保険料については、なお従前の例によると定めるものであります。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 以前の改定になるのかもしれませんが、貯金が1,000万円以上ある者は、介護保険料が大体前回6万円台だったのが13万円台になっております。これは今回の条例改正ではなくて、前回でしたか。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） ただいまご質問ありました預貯金が1,000万円以上あるというのは、介護保

険をサービスを利用した場合に1割負担だったものが1,000万円以上ある人は2割負担にしますよというのが前回の改正であって、今回の改正の中にはそれは含まれておりません。

(「了解」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に意見を行います。皆さんから発言はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第25号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) それでは、異議がございませんので、採決は起立の方法で行います。

議案第25号について原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(小池利雄君) 起立多数であります。

よって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小池利雄君) 次に、日程第3、議案第26号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長(齋藤一美君) 議案第26号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット135ページの補助資料をごらんください。介護保険法及び老人福祉法の改正による、また指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の制定に伴い、当該基準に準じて定める3条例について、それぞれ一部を改正するものであります。

136ページの新旧対照表をごらんください。第1条関係につきましては、大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。この条例は、全部で10章から成り、主な改正内容は3点であります。1つ目は、介護医療院の新設になります。今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理やみとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、従来の介護療養型医療施設にかわり介護医療院が創設されました。

2つ目の主な改正内容につきましては、運営に関する基準の取り扱い方針について、身体拘束等に係る規定が追加されました。内容としましては、身体拘束等の適正化を図るため、3つの措置を講じなければならないとしております。1つ目は、身体拘束等の適正化のための運営委員会の開催及びその結果について、介護従事者等に周知徹底を図ること。2つ目は、身体的拘束等の適正化のための指針の整備。3つ目は、介護従事者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施について規定しております。3つ目の主な改正内容につきましては、地域密着型通所介護における共生型地域密着型サービスの新設です。

159ページをごらんいただきたいと思いますが、第10章第5節に追加されております。高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするための介護保険等の障害福祉制度の新たな共生型サービスが義務づけられました。介護福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとしての基準を設定しております。

続きまして、165ページに参りまして、第2条関係ですが、大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。こちらの条例は、要支援者の介護予防サービスについての基準条例になります。主な改正内容は2点で、前条例と同様1つ目が介護医療に基づいた、2つ目は169ページに参りまして、第78条第3項介護予防認知症対応型共同生活介護事業者における身体的拘束等の禁止事項について追加されました。

続きまして、170ページをお開きください。第3条、大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてご説明いたします。この条例は、要支援1、2の方が介護予防サービスを適切に利用できるよう介護予防サービス計画、ケアプランの作成や関係機関との連絡調整等に係る基準条例になります。主な改正内容は、医療と介護の連携強化に係るものとなります。

基本方針第4条第4項中において、指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たる連携先として、新たに指定特定相談支援事業者を加えております。

第7条第2項では、内容及び手続の説明及び同意について、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができること等について理解を得なければならないことを追加しております。第3項は、指定介護予防事業者は利用者等に対し、病院等に入院する場合には担当職員の氏名等を当該病院等に伝えるよう求めなければならないとしております。

172ページに参りまして、第33条第15号では、新たに指定介護予防支援の具体的取り扱い方針について、担当職員の医師等への情報提供に関する規定を追加しており、あわせて同条第23号では主治医等への介護予防サービス計画の項について規定しております。

タブレット134ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとするものであります。

以上で議案第26号の説明を終わります。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 質疑はないようでありますので、質疑は終了いたします。

次に意見を伺います。皆さんから発言はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第26号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 異議がございませんので、採決は起立の方法で行います。

議案第26号について原案を可とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(小池利雄君) 起立多数であります。

よって、議案第26号の原案は可決されました。

◎議案第32号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議について

○委員長(小池利雄君) 次に、日程第4、議案第32号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長(齋藤一美君) 議案第32号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議についてご説明いたします。

タブレット210ページの補助資料をごらんいただきたいと思います。この協議会の設置につきましては、本市、那須塩原市及び那須町が共同で県の市町村課の指導を受け進めてまいっております。本日提出してある議案、協議書、規約、提案理由書につきましては、3市町とも同じ内容になっております。県市町村課から細かく指示されたものになっております。また、協議会は関係市町の共同の執行組織であるため、協議会固有の財産及び職員を有することができないことから、事務局は那須塩原市で、在宅医療コーディネーターは大田原市で雇用することとしております。

206ページに戻っていただきまして、議案書は先ほど申し上げましたとおり3市町との協議により規約を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

205ページは協議書になっております。

206ページから運営協議会の規約であります。規約についてご説明いたします。第1条は、協議会の名称でありまして、那須地区在宅医療・介護連携支援センター協議会とし、第2条は協議会の目的でありまして、第4条に定める事業を共同して管理し、執行することを目的としているものです。

第3条は、協議会を設ける市町でありまして、大田原市、那須塩原市及び那須町で設けるとしておりま

す。

第4条は、協議会の管理する事務でありまして、第1項第1号で資源の把握、第2号で在宅医療・介護連携に関する相談支援事業を規定し、第2項の第1号及び第2号は市町と協議会が一緒に取り組む事業を規定しております。第5条は、協議会の事務所及び支援センターの設置でありまして、第1項で事務所を那須塩原市内に置き、第2項で支援センターの位置を、第3項で受付日及び受付時間は会長が別に定めると規定しております。この支援センターの場所につきましては、社団法人那須郡市医師会立黒磯准看護学院が平成30年3月31日をもって閉校いたしますので、その跡地に設置をするとしております。

第6条は、組織でありまして、協議会の会長及び委員をもって組織するとし、第7条は会長について規定し、第8条は副会長について規定しております。

207ページに参りまして、第9条は委員について、第10条は事務局について規定し、事務局につきましては所在地である那須塩原市とする予定であります。第11条は、協議会の会議について、第12条は会議の運営について、第13条は幹事会について規定しております。

第14条は、関係市町長の名においてする事務の管理及び執行について規定しており、関係市町がそれぞれの役割分担する事務をそれぞれの市町の条例規則等の定めにより管理及び執行することを定めております。

208ページに参りまして、第15条は経費の支弁の方法について、第16条は予算について、第17条は予算の調整等について、第18条は予算の補正について、第19条は出納及び現金の保管について、第20条は決算について規定しております。

209ページに参りまして、第21条は財産の取得、管理及び処分または公の施設の設置、管理及び廃止の方法について、第22条は事務処理の状況の報告について、第23条は関係市町の監督権について、第24条は協議会解散の場合の措置について、第25条は委任規定であります。

附則といたしまして、この規約は平成30年4月1日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第32号の説明を終わります。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回のこの支援センターの運営ということなのですが、事務所は黒磯の跡と
いうか、准看護学院のその跡という形で、コーディネーター自体を大田原が一応は持つというお話でござ
いしましたが、年間の事務所を運営するに当たっての経費というのは大体どのぐらい年間かかるような形に
なるのか。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 3市町で負担することになるのですが、予算では905万9,000円を見てお
ります。この負担割合につきましては、高齢者人口均等割で算出することとしております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） よろしいですか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） そうすると、大体来年度も同じような形で905万9,000円ぐらいはやっぱりかかるという形なのか、今回跡地というか、利用するに当たっては、例えば室内を直したりとか、修繕したりとかというのもその中に今回入っていながらの900万円という形なのか、その辺について。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 修繕は入っておりませんで、設置するための設備投資というか、電話を引いたり、パソコン導入したり、インターネット回線ですか、そのような経費を見ております。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） （「900万円に入っている」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） はい、900万円に入っております。

○委員（中川雅之君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 来年度以降はもうちょっとかからないという形、コーディネーター分ぐらいのと借りている家賃みたいなのをプラスしてという形での折半という形で考えていけばいいのか。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） そうです。コーディネーターは、大田原市が支払うのですけれども、一旦支援センターに負担金として支払いまして、そこからコーディネーター分として大田原市に支払っていただくというような形にしております。

○委員（中川雅之君） よろしいですか。

○委員（中川雅之君） 以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第32号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第32号について原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（小池利雄君） 起立多数であります。

よって、議案第32号 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議についての原案は可決されました。

以上で高齢者幸福課所管の議案を終了いたします。

保健福祉部長、それから高齢者幸福課長は退席していただいて結構です。

（執行部退席）

◎議案第21号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 引き続き国民年金課所管の議案に移ります。

日程第5、議案第21号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（墨谷美津子君） まず初めに、私市民生活部長の墨谷でございます。また、本日同席しております国保年金課長の土屋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議案第21号から議案第24号まで議会本会議において議案一括上程の際、概略説明をさせていただいたところではありますが、本日は担当の土屋国保年金課長より改めましてご説明いたします。

○委員長（小池利雄君） 国保年金課長。

○国保年金課長（土屋幸枝君） それでは、私からは議案第21号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

95ページをごらんください。議案補助資料は97ページをごらんください。改正の趣旨でございますが、国民健康保険制度が平成30年4月からの制度改革に伴いまして、国民健康保険の財政運営主体が都道府県になることから、目次第1章、第2章及び第1条、第2条の見出しの文言等を改正するものでございます。

98ページの新旧対照表をごらんください。改正後の国民健康保険法において、国民健康保険運営協議会が位置づけがされ、これによりまして、都道府県に設置される国保運営協議会と市町村に設置されます国保運営協議会になります。そこで、目次中、「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加えまして、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険の運営に関する協議会」に改めます。

次に、第1章の章名を「第1章 大田原市が行う国民健康保険の事務」に改めまして、第1条の見出し及び同条中の「国民健康保険」の次に「の事務」を加えます。第2章の章名を「第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めまして、第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めまして、同条中「国民健康保険運営協議会」を「本市に設置する町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、名称を大田原市国民健康保険運営協議会とし、」、同条中の7人を5人に改めます。この委員の削減につきましては、国民健康保険法施行令が平成30年4月1日に改正されることに伴いまして、国民健康保険運営委員の任期が2年から3年になります。本市は、平成30年4月に委員の改選を行うこととなりますので、この機会に大田原市の国民健康保険運営協議会の委員の定数を見直す改正を行うものでございます。委員の人数につきましては、各市町村の実情を踏まえて決定するようという国の指導がございます。このたび人数を5人に削減することで、県内の他市の状況と均衡を図ることができます。

次に、第5条であります。被保険者としなない者を規定しているものでございまして、これまでは養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに収容されている者であって、市長が当該施設の長の意見を聞いて定める者を被保険者としなないと規定しておりましたが、この規定を第1号としまして、次ページ、99ページをごらんください。さらに第2号としまして、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している

児童または里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のない者を追加する改正でございます。この第2条に規定する児童は、児童福祉法に基づきまして、県が発行する受診券によりまして、医療機関を受診することになります。現在は、この規定がないために当該児童に関しまして、国保税が課税されますので、市のほうから当該施設に減免申請を、申請書を送付しまして、施設が市に申請書を提出する必要がございましたが、今後はこの免除申請が不要となります。

96ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明に願いたします。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 1点だけなのですが、この新旧対照表の中の第5条の部分、(2)、児童福祉施設に入所している児童または里親に委託されている児童であってという形なのですが、今回のこの規定での対象人数というか、大体どのぐらいの人数になっているのか。

○委員長（小池利雄君） 国保年金課長。

○国保年金課長（土屋幸枝君） 今この該当する方につきましては、2名ほどいらっしゃいます。

○委員長（小池利雄君） よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第21号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議がございませんので、採決は起立の方法で行います。

議案第21号について原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（高瀬重嗣君） 起立多数であります。

よって、議案第21号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての原案は可決されました。

◎議案第22号 大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第6、議案第22号 大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理

及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保年金課長。

- 国保年金課長（土屋幸枝君） それでは、議案第22号 大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

100ページをごらんください。議案書の補助資料102ページをごらんください。改正の趣旨でございますが、平成30年度から国保制度改正改革に伴いまして、第6条の国民健康保険財政調整基金の処分について改正するものでございます。厚生労働省からは、制度改正後の市町村の財政調整基金については、それぞれの市町村で独自に処分できることとされておりまして、被保険者の保険税負担の平準化を図る観点から引き続き基金を設置することと指導されてございます。

103ページの新旧対照表をごらんください。まず、第6条の条文でございますが、適正な文言への改正でございます。今回の改正に合わせて2番目の基金のものに改正するものでございます。

次に、どのような場合に基金を処分するかということでございますが、今後市が行う保険給付費の支払については、県から交付される保険給付費等交付金によって賄われることになるため、現行の第1号から第3号に規定されてございます保険給付費に要する費用、介護納付金納付金の納付に要する費用、後期高齢者支援金の交付に要する費用の3つの財源が不足する場合は、基金処分の対象とならないこととなります。そこで、現行の第1号から第3号を削除しまして、新しく第1号に国民健康保険法第75条の7第2項に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、その財源に充てるとき。第4号に規定してございました保健事業に要する費用の財源が不足する場合において、その財源に充てるときを第2号としまして、現行第3号を削除し、新しく第3号に国民健康保険税負担の年度間の平準化を図るときを規定するものでございます。

101ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

- 委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に意見を伺います。皆さんからの発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第22号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う人あり）

- 委員長（小池利雄君） 異議がございませんので、採決は起立の方法で行います。

議案第22号について原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長（小池利雄君） 起立多数であります。

よって、議案第22号 大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案は可決されました。

◎議案第23号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第7、議案第23号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（土屋幸枝君） 次に、私からは議案第23号、104ページをごらんいただきたいと思いますが、大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、平成27年5月に成立しました持続可能な保健医療制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律に伴いまして、平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の主体となりまして、安定的な財政運営や効率的な事業を確保するなど、国保運営の中心的な役割を担うこととされまして、市町村は地域住民との身近な関係であることから、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとされました。都道府県は、県内の医療費を推計し、その保険給付費に充てるため、国保事業費納付金の額を決定し、市町村へ通知します。この際、都道府県は市町村ごとの標準保険料率を算定いたし、公表いたします。今回の改正につきましては、これを受けまして、標準保険料率を参考に中間、低所得層を中心とした負担の軽減を図るために国民健康保険制度の限度額の引き上げと保険税率等の改正、改定をすることといたしました。税率改定による税収の減額は約2億円と試算してございます。また、平成30年度からの納付金制度に伴いまして、国民健康保険税の課税目的及び納期を改正するものでございます。

改正する条文についてご説明いたしますので、議案書の108ページ、新旧対照表をごらんください。初めに、第2条第1項の改正でございますが、平成30年度からの納付金制度に伴う定義の変更でございますが、次に掲げる額の概算額といたしまして、県から示される国民健康保険事業費納付金である基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額のそれぞれの課税額ごとに1号から3号といたしまして、国民健康保険事業納付金の納付に充てるためと規定するものでございます。

109ページ、次のページをごらんください。課税限度額の改正でございますが、第2項では、本文中「前項」の次に「第1号」を加えまして、医療分の課税限度額の51万円を52万円として1万円の増、第3項の本文中「前項」の次に「第2号」を加えまして、後期高齢者支援金の課税限度額の16万円を17万円として1万円増、第4項では本文中「前項」の次に「第3号」を加えまして、介護納付金の課税限度額の14万円を16万円としまして、2万円増といたします。

次ページをごらんください。第3条の改正は、医療分の所得割の率の改正でございますが、100分の7.0を100分の5.5とし、1.5%減じるものです。

第4条の改正は、医療分の1人当たりの均等割額の改正でございまして、3万9,000円を3万2,000円とし、7,000円減じるものです。

第5条の改正は、後期高齢者支援金の所得割の率の改正でございまして、100分の1.5を100分の2.0とし、0.5%増するものでございます。

第6条の改正は、後期高齢者支援金の被保険者1人当たりの均等割額の改正でございまして、9,000円を1万2,000円とし、3,000円増するものです。

第8条の改正は、介護納付金の被保険者1人当たりの均等割額の改正でありまして、1万2,000円を1万4,000円とし、2,000円増するものです。

第11条の改正は、納期を10期から8期に改正するものでございまして、第1期を削り、第2期を第1期とし、順次繰り上げ、第10期を削るものでございます。

次ページをごらんください。第20号、各号列記以外の部分は、第2条で改正となる医療分後期高齢者支援金、介護納付金の課税限度額に係る改正でございまして、改正になります額につきましては、第2条で説明したとおりでございまして、第20号第1号アの改正は、医療分の均等割額の7割軽減者の軽減額の改正でございまして、軽減額は7,300円を2万2,400円に改めます。同条第1号イの改正は、後期高齢者支援金の均等割額の7割軽減者の軽減額の改正でございまして、軽減額6,300円を8,400円に改めます。第20号第1号ウの改正は、介護納付金の均等割額の7割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額の8,400円を9,800円に改めます。この改正によりまして、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合計しますと、7割軽減者の均等割額は1万8,000円から1万7,400円となりまして、合計で600円の軽減となります。

次ページをごらんください。第20条第2号中、(2)の昭和33年法律第192号を削りまして、第20条第2号アの改正は、医療分の均等割額の5割軽減者の軽減額の改正でございまして、軽減額1万9,500円を1万4,000円に改めます。第20条第2号イの改正は、後期高齢者支援金の均等割額の5割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額4,500円を6,000円に改めます。第20条第2号ウの改正は、介護納付金の均等割額の5割軽減者の軽減額の改正でございまして、軽減額6,000円を7,000円に改めます。この改正によりまして、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、各合計しますと、5割軽減者の均等割額は3万円から2万9,000円となりまして、税の軽減となります。第20条第3号アの改正は、医療分の均等割額の2割軽減者の軽減額の改正でございまして、軽減額7,800円を6,400円に改めます。第20条第3号イの改正は、後期高齢者支援金の均等割額の2割軽減者の軽減額の改正でございまして、軽減額1,800円を2,400円に改めます。第20条第3号ウの改正は、介護納付金の均等割額の2割軽減者の軽減額の改正でございまして、軽減額2,400円を2,800円に改めます。この改正によりまして、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金を合計しますと、2割軽減者の均等割額は4万8,000円から4万6,400円となり1,600円の軽減となります。税率等につきましては、標準保険料率を参考に医療分に傾斜していた負担割合の見直しを図ったものでございます。

改正条例の附則につきましてご説明いたしますので、106ページをごらんください。附則第1項は、施行期日を規定するものでございまして、本則の改正は平成30年4月1日から施行し、附則の第2項は経過措置を規定するものでございまして、この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきまして

は、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明をお願いいたします。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 基本的に市民への負担軽減ということがどんなふうに行われているのかということが非常に興味があります。そして、その中では、軽減されている部分と値上がりしている部分があります。この全体の中での出ている部分、引っ込んでいる部分のご説明を先ほど細かくいただきましたけれども、概略的にお聞きしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 国保年金課長。

○国保年金課長（土屋幸枝君） 市民への負担軽減という部分でございますが、まず最初に限度額を引き上げさせていただいたのは、中間所得者層への部分の軽減の負担の引き下げという部分でございますが、あとは今ここで説明しましたけれども、出ている部分、引っ込んでいる部分ということでございますが、これにつきましては県のほうの標準保険料率を参考にいたしまして、今まで医療分のほうに傾いていた分を後期分と介護分のほうにそれぞれ負担のほうを振り分けたという形でございます。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 基本的に非常に大きい変革が今回の国保会計の中には行われております。そして、その中では、今まで市町村がやっていた業務が県のほうに相当移管されているというような形になってきますが、大田原市の影響というのはどんなふう判断されておりますか。

○委員長（小池利雄君） 質問の趣旨を簡明をお願いします。

○委員（本澤節子君） わからない。

○委員長（小池利雄君） 国保年金課長。

○国保年金課長（土屋幸枝君） 今までも再三ご説明申し上げていますが、県のほうに行く事務といたしましては、納付金の算定とか、そういう形の部分でございますが、財政運営関係、それを県のほうが全て医療費を市町村から集めるという形です。市のほうで行う事務といたしましては、全てそのまま残りますので、資格管理でありますとか、あといろいろ係り方について、窓口の部分の事務につきましても全て変わりはありません。

（「了解です」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に意見を伺います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第23号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議がございませんので、採決は起立の方法で行います。

議案第23号について原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長（小池利雄君） 起立多数であります。

よって、議案第23号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての原案は可決されました。

◎議案第24号 大田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第8、議案第24号 大田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（土屋幸枝君） それでは、議案第24号 大田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

114ページをごらんください。議案書補助資料116ページをごらんください。改正の趣旨でございますが、国民健康保険後期高齢者医療保険の適用は住所地で行うことを原則としてございますが、施設等入所時に住所が移った者については、施設の所在地で医療を受けることにした場合に施設所在地の自治体の保険者となり、財政負担が過大になることを防ぐために一定の施設への入所により、他の自治体の広域連合から転入した者については、前住所地の広域連合が保険者となることで住所地特例を設けてございます。しかし、同一制度内の保険者間移動でございまして、国保から国保、後期から後期のような制度内でのものに限られてございました。この制度の見直しを図るために平成30年4月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、第55条の2が新設されます。この規定によりまして、国保法第116条の規定によりまして住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村国民健康保険の被保険者とされる者が75歳到達等によりまして、後期高齢者医療に限った場合には特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるように改正するものでございます。

117ページの新旧対照表をごらんください。第3条第2号中の第55条第1項の次に括弧しまして、法第55条の2第2項において準用する場合を加えまして、同項を法第55条第1項に改めまして、同条第3号中、法第55条第2項第1号の次に括弧書きで法第55条の2第2号において準用する場合を加えまして、同条第4号中、法第55条第2項第2号の次に括弧書きで法第55条の2第2項において準用する場合も加えまして、「行った」の次に法第55条第2項第2号を加えまして、同条に新たに第5号を加えるものでございます。新たに加えます第5号の規定によりまして、国民健康保険被保険者のうち病院等に入院、入所または入居中で、住所地特例の適用を受けていた被保険者はその入所等が継続する間、後期高齢者医療保険に加入しても特例を引き継ぎまして、本市が後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者となるものでございます。

次に、118ページをごらんください。附則第2条に規定してございました特例を削除いたします。こちらに

つきましては、平成20年度において、被扶養者でありました被保険者に係る保険料の徴収の納期の特例でございまして、通常8期まである納期を第5期までとする特例でございましたが、既に終了しているものでございますので、今回の改正に合わせて削除するものでございます。

また、第2条を削除いたしましたので、附則の第1条の見出し及び条番号を削ることになります。

115ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明に願いたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑は終了いたします。

次に意見を伺います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第24号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議がございしますので、採決は起立の方法で行います。

（「委員長、いいですか」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） はい。

○委員（君島孝明） これに関して異議ありと言うのですが、議員間討議をさせていただいて、本澤委員の異議の理由をちょっと私、知りたいのですが。

○委員長（小池利雄君） では、自由討議に入らせていただきます。

○委員（本澤節子君） 私の考え方でありますけれども、なぜ異議があるとしているのかということ、実際に後期高齢者または国保関係の受給者である一市民の方々の負担というものは、非常に大きなものになります。そして、その負担がどの程度軽減されるのかということで、一つ一つの議案を考えておきまして、私の態度としましては、このような態度をとる以外にないので、ご了承ください。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 私はこう考えます。ちょっと私の考えを述べさせていただきます。この24号の議案については、住所地特例ということでありまして、これは別に市民の方がどうこうということは全く関係ないことであって、むしろ市がこのことを条例で定めなければ、市の負担が多くなるということです。ということは、大田原市民がマイナスになるということなのです。ついては、これは、この民生の委員はやはり全員全会一致で賛成すべき、市民のためにも賛成すべき議案だというふうに私は考えます。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 私も長い間後期高齢者やその他の方々の状況をつぶさに見ております。そういった

中で、今回のこの部分だけの反対を皆さんと同じようにするべきだというお考えはわかりますけれども…
…

(「いや、賛成」と言う人あり)

○委員(本澤節子君) 賛成するべきだというお考えはわかりますけれども、これまでの医療費関係、経過というものを総合的に考えまして、反対しております。

以上です。

○委員長(小池利雄君) 君島委員。

○委員(君島孝明君) 本澤委員の言われていることがちょっとよくわからないのですが、その条例によって市民に対してプラスになること、よくなることであれば、私としては賛成すべきだと。全部反対ではなくて、高齢者に関していいものであれば、内容を見て賛成すべきとは思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(小池利雄君) はい、どうぞ。

○委員(本澤節子君) おっしゃるとおりだとは思いますが、私は総合的にずっと考えてきて、この議案に対しても反対の意思を表明いたします。

(「委員長」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ちょっと待ってください。これ以上話しても無駄だと思いますので……

(「1つだけ」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) では、どうぞ。

滝田委員。

○委員(滝田一郎君) 市民から選ばれた議員の立場として、これは市民にプラスになることはやはり積極的に、むしろ執行部にただして、こういう例えば今回の議案の住所地特例などはもっと早くやってくれとか、あるいは国がまだ定まっていなければ、要望をみんなで委員で出しましょうとか、むしろそういうことをやっていくことが私たち議員の役割というふうに私は考えております。

以上です。

○委員長(小池利雄君) 自由討議は以上で終了したいと思います。

君島委員とか、滝田委員の発言も十分理解できるし、それが当然だと私も思っておりますが、本澤委員については低所得者の保険料の低減についても反対されると。全て異議があるということですから、市民のため、市民のためと口ではおっしゃっていますが、市民がよくなることに対して反対をされるわけですから、これ以上話し合っても無駄だと思いますので、賛成多数でこの原案を通していく形で、残念ですが、やっていくしかないと思います。

本澤委員に申し上げますが、議案の内容を十分調査した上で反対するのは結構ですけれども、市民のことを考えた上でご判断なさるように委員長のほうからもお願いを申し上げます。

では、自由討議を終了いたします。

それでは、異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第24号について原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(小池利雄君) 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○委員長（小池利雄君） 本日はこれもちまして常任委員会を散会いたしますが、引き続き予算審査特別委員会第2分科会に切りかえ、開会したいと思いますので、よろしくお願いします。
ご苦労さまでした。

午前11時12分 散会

民生常任委員会委員長
